

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 1 月15日提出
【計算期間】	第22期特定期間 （自 平成24年 4 月17日 至 平成24年10月15日）
【ファンド名】	海外国債ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (除く日本)	
	年 2 回		ファミリーファンド
	年 4 回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回 (毎月)	欧州	
	日々	アジア	
	その他 ()	オセアニア	為替ヘッジ
不動産投信		中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))		アフリカ	あり ()
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	親投資信託 (投資信託証券) への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行います。
年12回 (毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (除く日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (除く日本) の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし (注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) 属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

「海外国債ファンド」はファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）で日本を除く世界主要先進国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

b. ファンドの特色

1. 主として海外国債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリスそしてカナダの6ヵ国が発行する国債と政府機関債（国債と同等の格付けを持つもの）を中心に分散投資を行います。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）」をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

主要投資対象は、海外国債マザーファンドならびにシティグループ世界国債インデックスに含まれる国（日本を除く）に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品とします。

公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちますが、投資環境が大きく変動するような場合、このような運用ができないことがあります。

外貨建資産については為替ヘッジを行いません。



日本を除く世界主要国（平成24年11月末、22ヵ国）の国債の総合投資利回りを、各市場の時価総額で加重平均して指数化したもので、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した指数です。同指数は、公表しているシティグループ・グローバル・マーケット・インクの知的財産です。同社は、各指数の算出、公表、利用など各指数に関する一切の権利を

有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

2．主要先進6カ国の高格付債券へ分散投資することで、さまざまなリスクの分散・抑制に努めます。

特定の通貨や国に集中せず、分散して投資を行うことで、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」などの抑制を図ります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

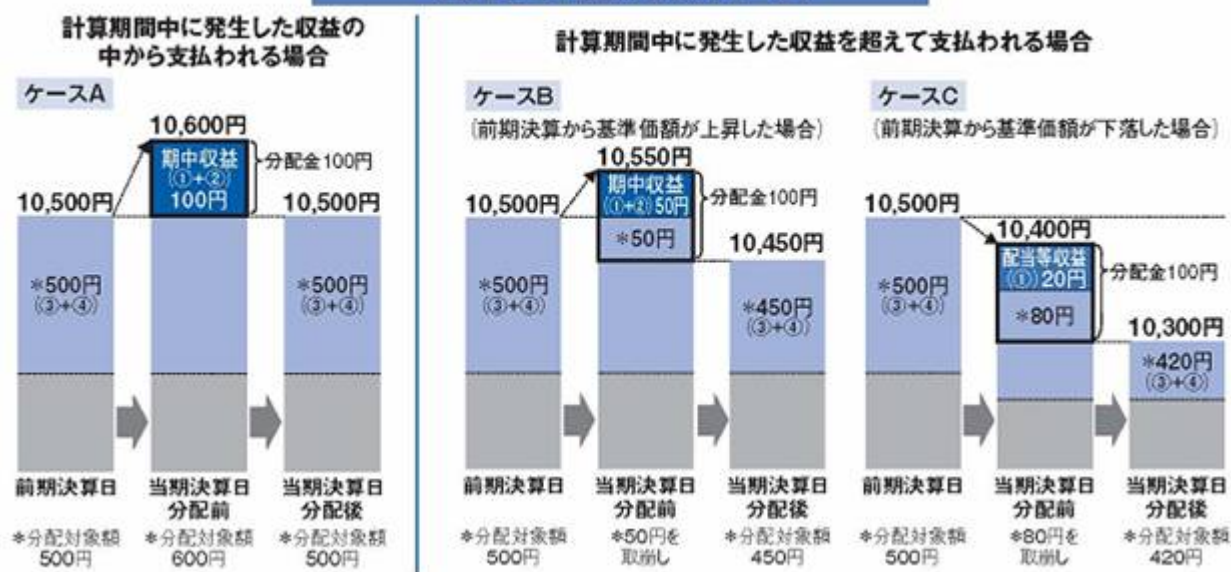
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

配当等収益（経費控除後）、 有価証券売買益・評価益（経費控除後）、 分配準備積立金、 収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円

ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円

ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

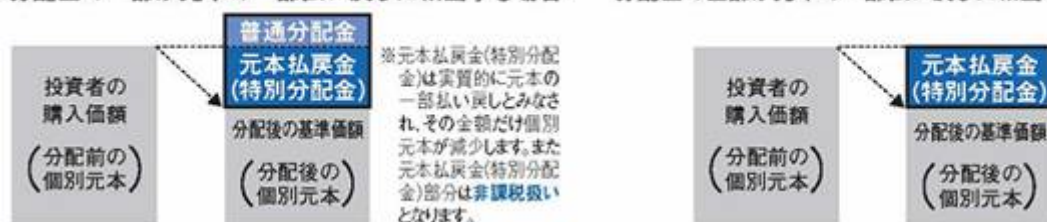
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本

払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

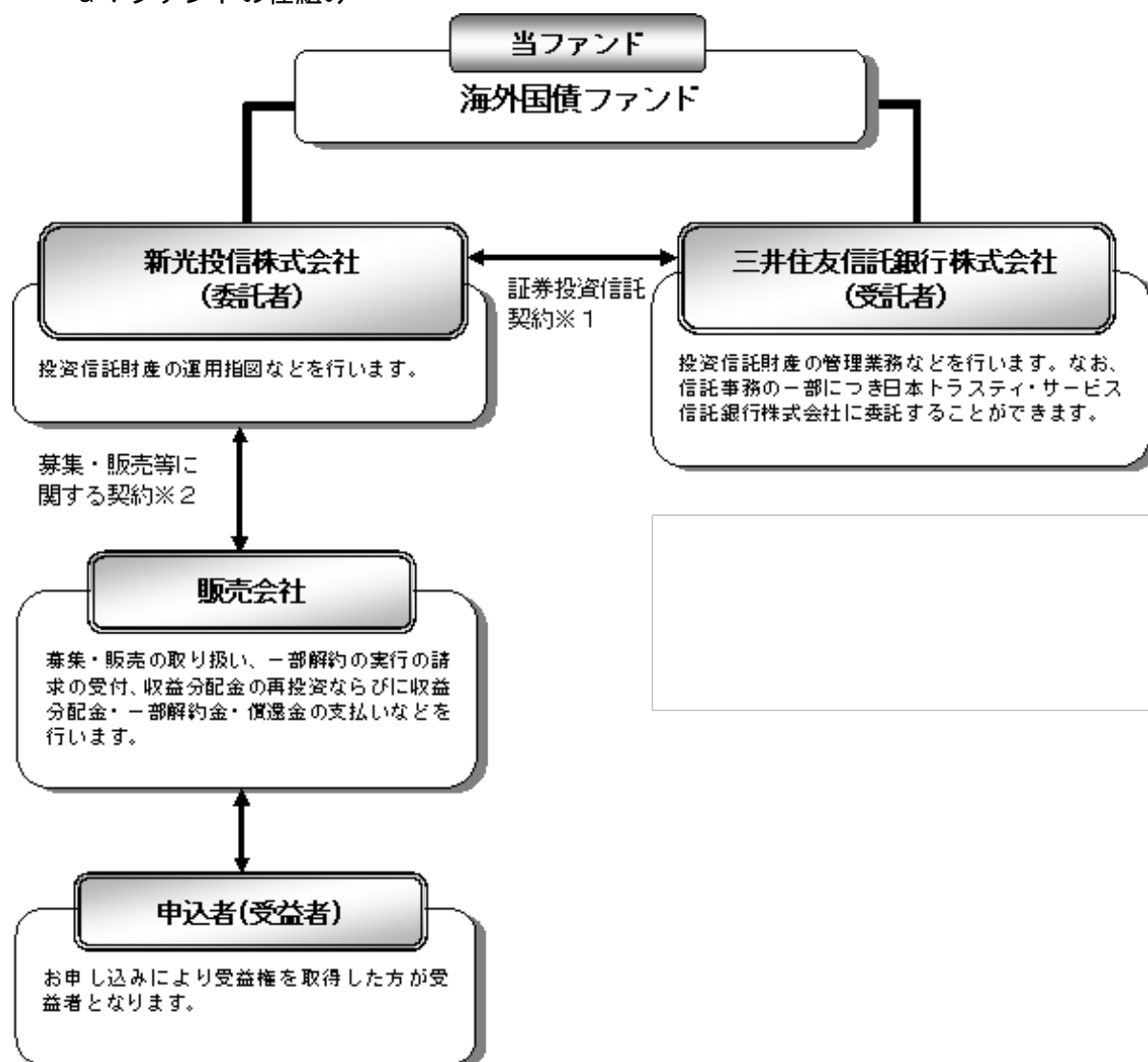
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成13年10月 5 日 関東財務局長に対して有価証券届出書を提出
平成13年11月 5 日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

（イ）資本金の額（平成24年11月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（ハ）大株主の状況

（平成24年11月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

b. 運用の方法

（イ）主要投資対象

海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く、シティグループ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

海外国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6カ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちますが、投資環境が大きく変動

するような場合、このような運用ができないことがあります。

外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

（八）主な投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には特に制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

海外国債マザーファンド

1．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く、シティグループ世界国債インデックスに含まれる国に所在する政府、政府関係機関、国際機関、法人およびその他事業体が発行する当該インデックスに含まれる通貨建ての国債、政府機関債、国際機関債、短期金融商品を主要投資対象とします。

（2）投資態度

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、7～10年、円ベース）をベンチマークとして、インデックスを上回る投資成果を目指す運用を行います。

債券ポートフォリオは、日本を除くG7構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの6ヵ国）が発行する国債、政府機関債を中心に投資します。

運用にあたっては、主として以下の運用手法を用います。

（イ）超過収益獲得の観点から

- ・通貨アロケーション：投資環境判断に基づいて、通貨圏毎にオーバーウエイトやアンダーウエイトを行うこと。
- ・イールドカーブ戦略：市場別のイールドカーブの形状予測に基づいて、ポートフォリオの構成を変化させること。
- ・セクターアロケーション：ある公社債と同等の格付けがありながら上乗せ金利のある他の公社債へ投資すること。アメリカを中心に、国債と格付けが同等で上乗せ金利のある政府機関債へ投資します。

（ロ）リスク管理の観点から

- ・デュレーション調整：ポートフォリオ全体のデュレーションを、ベンチマークのそれに近似させること。

外貨建資産については、ヘッジを行いません。したがって、基準価額は為替の変動によって大きく変動することが考えられます。

（３）投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

３．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

平成25年1月15日現在、「海外国債マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
海外国債ファンド（3ヵ月決算型）
海外国債ファンド（変額年金）
海外国債ファンド（1年決算型）
新光7資産バランスファンド

（２）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された海外国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限り、）

５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるもの

をいいます。)

6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り
ます。）の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有
するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定め
るものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをい
います。)
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをい
います。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行
信託の受益証券に限ります。)
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発
行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下
「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号
から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の
証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品
取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま
す。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除
きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対
応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融
商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3
号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項
第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28
条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引
と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引
に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における
通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに

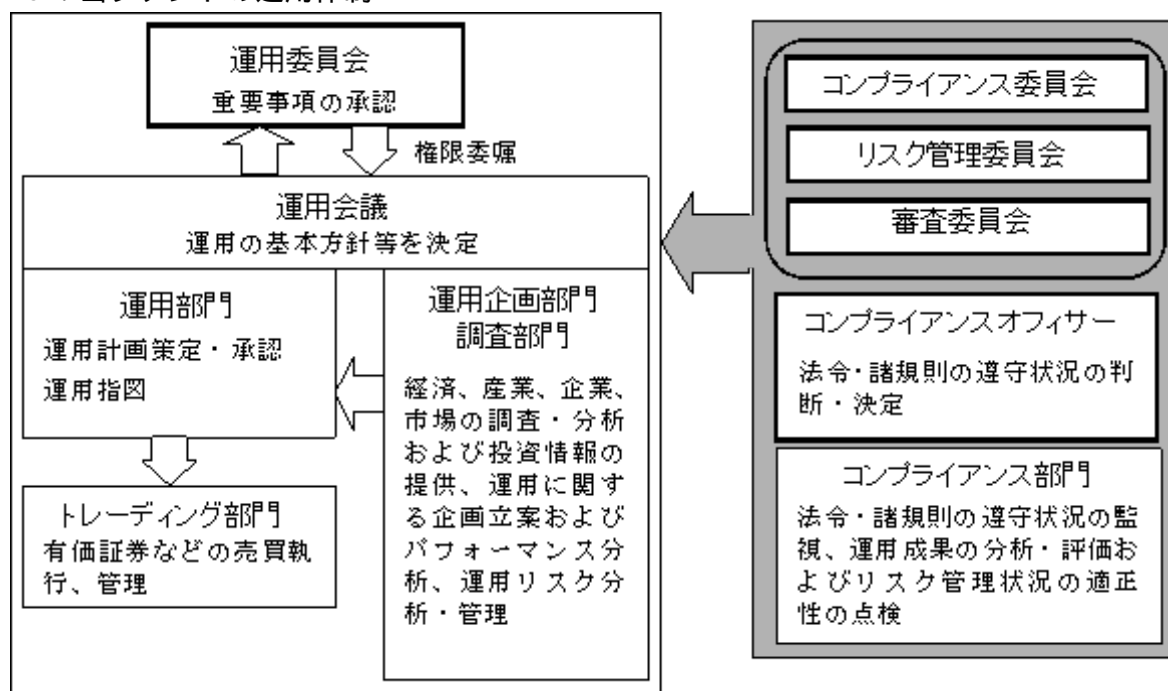
外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d．スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a．当ファンドの運用体制



上記は平成25年1月15日現在のものであり、今後変更になることがあります。

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

● D0

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a．収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

- b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

i．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

１．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

３．借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

l．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a．為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入

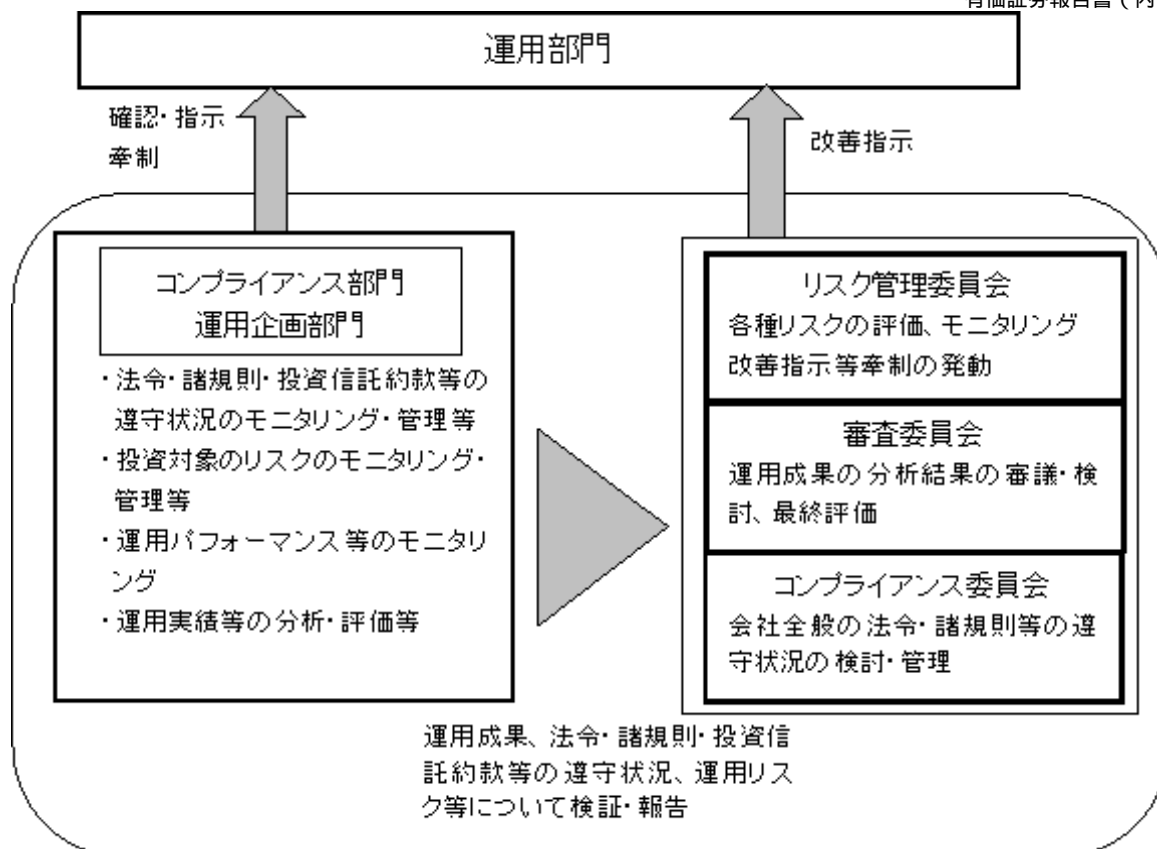
有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- （イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- （ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（２）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	： 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

a. 解約時手数料

解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の99.75の率（0.9975%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分は、販売会社ごとの販売残高に応じて異なります。下記表中の「販売会社別純資産額」とは、当ファンドの純資産総額における、販売会社ごとの取り扱いにかかる額をいいます。

	販売会社別 純資産額	委託者 (税込)	各販売会社 (税込)	受託者 (税込)
信託報酬の配分 (販売会社別純資産 額に対する年率)	100億円未満 の場合	0.3150%	0.6300%	0.0525%
	100億円以上 300億円未満 の場合	$[0.3675 - 0.0525 \times \text{販売会社別純資産額(百億円)}] \%$	$[0.5775 + 0.0525 \times \text{販売会社別純資産額(百億円)}] \%$	0.0525%
	300億円以上 の場合	0.2100%	0.7350%	0.0525%

(4) 【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬の額は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表１）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表１）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147％（所得税７％、復興特別所得税0.147％および地方税３％）
平成26年１月１日以降	20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

（表２）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147％（所得税７％および復興特別所得税0.147％）
平成26年１月１日以降	15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）

c．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」を

ご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成24年11月30現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	海外国債マザー ファンド受益証券	日 本	円 46,182,505,810	時価	% 99.2
			小 計	円 46,182,505,810	-	% 99.2
その他 資産		コール・ローン等	日 本	円 380,624,885	負債控除後の 取得価額	% 0.8
-		純資産総額		円 46,563,130,695	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成24年11月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
			アメリカ	円 26,982,158,812	時価	% 39.4
			カナダ	円 4,004,611,117	時価	% 5.9
			ドイツ	円 12,976,825,721	時価	% 19.0

有価証券報告書（内国投						
有価証券	公社債券	国債証券		円		%
			イタリア	3,409,246,253	時価	5.0
				円		%
			フランス	11,770,414,412	時価	17.2
				円		%
			イギリス	7,244,434,900	時価	10.6
				円		%
			小 計	66,387,691,215	—	97.0
その他	コール・ローン等			円	負債控除後の	%
資産			日本他	2,066,214,100	取得価額	3.0
-	純資産総額			円		%
				68,453,905,315	—	100.0

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	海外国債マザー ファンド受益証券	日本	親投資 信託	29,246,093,224	1.5269	44,655,859,744	1.5791	46,182,505,810	99.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成24年11月30日現在)

種 類	投資比率(%)
親 投 資 信 託	99.18
合 計	99.18

株式業種別投資比率(平成24年11月30日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

(平成24年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	28,200,000	9,002.94	2,538,830,265	9,085.16	2,562,016,980	2.6250	2020.11.15	3.74
2	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	31,000,000	8,152.82	2,527,376,445	8,242.79	2,555,266,450	1.6250	2022.08.15	3.73
3	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	26,000,000	9,601.98	2,496,515,163	9,675.40	2,515,605,064	3.6250	2020.02.15	3.67
4	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	19,600,000	12,195.41	2,390,301,465	12,367.25	2,423,982,666	3.7500	2021.04.25	3.54
5	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	20,600,000	11,418.91	2,352,297,317	11,597.96	2,389,181,305	3.0000	2022.04.25	3.49
6	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	18,600,000	12,016.16	2,235,006,864	12,162.68	2,262,258,945	3.5000	2020.04.25	3.30
7	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	22,600,000	9,645.02	2,179,775,572	9,725.44	2,197,950,789	3.6250	2021.02.15	3.21
8	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	18,200,000	11,743.61	2,137,337,594	11,905.89	2,166,873,254	3.2500	2021.10.25	3.16
9	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	18,900,000	11,213.15	2,119,286,319	11,367.81	2,148,517,885	2.5000	2020.10.25	3.13
10	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	21,500,000	9,542.59	2,051,657,337	9,614.45	2,067,107,958	3.5000	2020.05.15	3.01
11	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	24,500,000	8,268.81	2,025,860,780	8,367.25	2,049,978,240	1.7500	2022.05.15	2.99
12	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	21,800,000	8,619.71	1,879,096,939	8,711.77	1,899,167,433	2.1250	2021.08.15	2.77
13	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,800,000	9,008.68	1,873,806,973	9,087.73	1,890,248,431	2.6250	2020.08.15	2.76
14	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,700,000	8,508.75	1,761,312,381	8,602.07	1,780,628,490	2.0000	2021.11.15	2.60
15	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	20,700,000	8,483.18	1,756,019,824	8,578.97	1,775,847,566	2.0000	2022.02.15	2.59
16	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	14,300,000	12,336.35	1,764,099,337	12,392.83	1,772,174,761	3.2500	2020.01.04	2.58
17	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	14,100,000	12,171.20	1,716,140,116	12,231.94	1,724,703,540	3.0000	2020.07.04	2.51
18	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	15,400,000	10,958.66	1,687,634,795	11,046.03	1,701,089,929	1.7500	2022.07.04	2.48
19	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	17,700,000	9,449.57	1,672,574,074	9,516.93	1,684,498,046	3.3750	2019.11.15	2.46
20	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	17,400,000	9,315.98	1,620,981,156	9,395.04	1,634,737,177	3.1250	2021.05.15	2.38
21	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	12,200,000	12,405.61	1,513,485,213	12,471.67	1,521,544,655	3.2500	2021.07.04	2.22
22	TSY	イギリス	国債証券	9,700,000	15,462.60	1,499,872,283	15,555.85	1,508,918,342	3.7500	2021.09.07	2.20
23	TSY	イギリス	国債証券	9,000,000	16,334.97	1,470,148,050	16,377.91	1,474,012,512	4.7500	2020.03.07	2.15
24	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	13,000,000	11,261.26	1,463,965,035	11,336.92	1,473,799,600	2.0000	2022.01.04	2.15
25	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	12,300,000	11,765.25	1,447,125,873	11,830.24	1,455,120,319	2.5000	2021.01.04	2.12
26	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	15,200,000	9,396.69	1,428,298,257	9,424.91	1,432,586,836	3.5000	2020.06.01	2.09
27	TSY	イギリス	国債証券	9,200,000	15,445.44	1,420,981,233	15,499.21	1,425,927,412	3.7500	2020.09.07	2.08
28	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	14,700,000	8,977.29	1,319,661,630	9,031.07	1,327,567,437	2.7500	2022.06.01	1.93
29	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	13,300,000	9,312.96	1,238,624,501	9,356.81	1,244,456,844	3.2500	2021.06.01	1.81
30	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	ドイツ	国債証券	10,200,000	11,566.00	1,179,732,255	11,636.32	1,186,905,201	2.2500	2020.09.04	1.73

（注）外貨建債券の単価および金額は、平成24年11月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成24年11月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	96.98
合計	96.98

株式業種別投資比率（平成24年11月30日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第3期特定期間	第12期計算期間末	86,041,330,274	86,280,688,074	10,784	10,814
	第13期計算期間末	93,677,836,563	93,907,083,747	10,965	10,991
	第14期計算期間末	99,958,831,045	100,231,407,393	11,002	11,032
	第15期計算期間末	108,577,843,359	108,860,035,876	11,543	11,573
	第16期計算期間末	106,967,663,425	107,250,101,219	11,362	11,392
	第17期計算期間末	106,714,649,976	106,995,453,502	11,401	11,431
第4期特定期間	第18期計算期間末	113,216,774,684	113,504,526,610	11,804	11,834
	第19期計算期間末	121,167,098,525	121,455,917,348	12,586	12,616
	第20期計算期間末	113,138,311,020	113,425,244,795	11,829	11,859
	第21期計算期間末	110,655,308,816	110,942,905,471	11,543	11,573
	第22期計算期間末	108,799,063,868	109,082,351,495	11,522	11,552
	第23期計算期間末	102,508,132,929	102,789,909,259	10,914	10,944
第5期特定期間	第24期計算期間末	103,502,804,093	103,785,918,838	10,968	10,998
	第25期計算期間末	104,123,559,252	104,403,834,803	11,145	11,175
	第26期計算期間末	105,875,932,689	106,154,358,595	11,408	11,438
	第27期計算期間末	105,554,948,460	105,832,785,805	11,397	11,427
	第28期計算期間末	106,518,143,457	106,788,880,576	11,803	11,833
	第29期計算期間末	100,536,326,906	100,807,224,310	11,134	11,164
第6期特定期間	第30期計算期間末	103,865,924,062	104,138,525,466	11,431	11,461
	第31期計算期間末	101,736,025,458	102,008,847,792	11,187	11,217
	第32期計算期間末	104,393,197,864	104,668,392,651	11,380	11,410
	第33期計算期間末	106,589,818,322	106,863,559,076	11,681	11,711
	第34期計算期間末	104,021,903,790	104,292,537,616	11,531	11,561
	第35期計算期間末	104,244,185,582	104,510,749,299	11,732	11,762
第7期特定期間	第36期計算期間末	102,619,384,578	102,883,923,722	11,638	11,668
	第37期計算期間末	105,929,424,308	106,285,040,078	11,915	11,955
	第38期計算期間末	102,955,784,658	103,315,861,735	11,437	11,477
	第39期計算期間末	108,179,636,183	108,548,074,315	11,745	11,785
	第40期計算期間末	110,422,100,269	110,801,550,754	11,640	11,680
	第41期計算期間末	116,843,106,995	117,236,565,362	11,879	11,919
第8期特定期間	第42期計算期間末	119,995,615,132	120,401,530,289	11,825	11,865
	第43期計算期間末	124,599,422,315	125,022,149,631	11,790	11,830
	第44期計算期間末	132,357,244,070	132,797,025,294	12,038	12,078
	第45期計算期間末	133,641,538,793	134,091,031,736	11,893	11,933
	第46期計算期間末	137,679,337,622	138,137,068,517	12,031	12,071
	第47期計算期間末	141,279,852,884	141,748,010,652	12,071	12,111

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第9期特定期間	第48期計算期間末	144,483,321,736	144,958,729,195	12,157	12,197
	第49期計算期間末	146,270,287,283	146,804,197,066	12,328	12,373
	第50期計算期間末	144,496,831,244	145,034,674,318	12,090	12,135
	第51期計算期間末	146,306,017,334	146,848,987,405	12,125	12,170
	第52期計算期間末	146,862,626,069	147,410,053,694	12,072	12,117
	第53期計算期間末	147,485,715,217	148,039,602,271	11,982	12,027
第10期特定期間	第54期計算期間末	142,250,069,891	142,805,143,973	11,532	11,577
	第55期計算期間末	147,447,165,749	148,001,918,352	11,961	12,006
	第56期計算期間末	149,059,325,080	149,616,631,578	12,036	12,081
	第57期計算期間末	149,824,079,097	150,380,245,898	12,122	12,167
	第58期計算期間末	152,338,741,145	152,893,109,059	12,366	12,411
	第59期計算期間末	151,879,704,328	152,432,266,781	12,369	12,414
第11期特定期間	第60期計算期間末	152,015,292,970	152,565,361,912	12,436	12,481
	第61期計算期間末	153,777,639,272	154,326,376,844	12,611	12,656
	第62期計算期間末	152,664,777,611	153,213,331,403	12,524	12,569
	第63期計算期間末	152,342,141,006	152,885,304,068	12,621	12,666
	第64期計算期間末	150,082,099,865	150,622,973,865	12,487	12,532
	第65期計算期間末	151,228,433,183	151,766,428,205	12,649	12,694
第12期特定期間	第66期計算期間末	152,611,280,850	153,148,919,570	12,773	12,818
	第67期計算期間末	149,795,199,475	150,330,582,247	12,591	12,636
	第68期計算期間末	150,908,465,967	151,438,419,112	12,814	12,859
	第69期計算期間末	144,921,736,953	145,448,802,754	12,373	12,418
	第70期計算期間末	145,958,313,713	146,483,925,264	12,496	12,541
	第71期計算期間末	148,500,687,983	149,022,488,132	12,807	12,852
第13期特定期間	第72期計算期間末	145,131,106,927	145,649,085,358	12,608	12,653
	第73期計算期間末	144,631,201,579	145,147,210,759	12,613	12,658
	第74期計算期間末	142,445,011,845	142,959,917,071	12,449	12,494
	第75期計算期間末	140,915,080,127	141,426,192,284	12,407	12,452
	第76期計算期間末	137,087,955,163	137,894,732,456	11,894	11,964
	第77期計算期間末	142,941,007,435	143,764,379,914	12,152	12,222
第14期特定期間	第78期計算期間末	147,274,284,088	148,121,207,763	12,173	12,243
	第79期計算期間末	154,488,507,467	155,385,136,047	12,061	12,131
	第80期計算期間末	165,624,413,619	166,572,406,665	12,230	12,300
	第81期計算期間末	171,611,500,152	172,604,230,164	12,101	12,171
	第82期計算期間末	166,715,286,540	167,748,581,879	11,294	11,364
	第83期計算期間末	154,399,069,317	155,427,088,684	10,513	10,583

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第15期特定期間	第84期計算期間末	139,142,128,102	140,161,916,426	9,551	9,621
	第85期計算期間末	138,416,283,691	139,425,719,005	9,599	9,669
	第86期計算期間末	134,362,064,427	135,362,773,174	9,399	9,469
	第87期計算期間末	128,927,781,721	129,902,038,501	9,263	9,333
	第88期計算期間末	133,631,091,132	134,574,059,658	9,920	9,990

	第89期計算期間末	135,089,937,612	136,023,270,905	10,132	10,202
第16期特定期間	第90期計算期間末	130,485,298,659	131,408,021,142	9,899	9,969
	第91期計算期間末	130,861,906,357	131,774,710,932	10,035	10,105
	第92期計算期間末	125,925,647,525	126,836,154,050	9,681	9,751
	第93期計算期間末	127,248,751,906	128,156,291,344	9,815	9,885
	第94期計算期間末	125,707,054,840	126,616,705,140	9,673	9,743
	第95期計算期間末	124,786,561,147	125,696,129,559	9,604	9,674
第17期特定期間	第96期計算期間末	123,017,974,185	123,921,012,160	9,536	9,606
	第97期計算期間末	119,000,066,416	119,894,353,992	9,315	9,385
	第98期計算期間末	119,842,885,689	120,734,632,299	9,407	9,477
	第99期計算期間末	112,234,832,937	113,115,634,385	8,920	8,990
	第100期計算期間末	111,033,120,564	111,895,856,814	9,009	9,079
	第101期計算期間末	111,344,269,962	112,193,873,251	9,174	9,244
第18期特定期間	第102期計算期間末	103,380,524,695	104,216,461,918	8,657	8,727
	第103期計算期間末	100,522,850,374	101,345,238,338	8,556	8,626
	第104期計算期間末	97,635,591,023	98,447,317,204	8,420	8,490
	第105期計算期間末	95,976,757,677	96,780,138,607	8,363	8,433
	第106期計算期間末	93,832,158,244	94,624,478,410	8,290	8,360
	第107期計算期間末	92,711,811,578	93,494,002,040	8,297	8,367
第19期特定期間	第108期計算期間末	89,703,188,412	90,476,704,628	8,118	8,188
	第109期計算期間末	84,710,965,345	85,473,925,126	7,772	7,842
	第110期計算期間末	82,243,314,538	82,993,883,666	7,670	7,740
	第111期計算期間末	79,541,149,855	80,277,783,844	7,559	7,629
	第112期計算期間末	78,895,023,788	79,620,915,923	7,608	7,678
	第113期計算期間末	79,889,653,910	80,606,268,444	7,804	7,874
第20期特定期間	第114期計算期間末	76,539,409,141	77,251,203,553	7,527	7,597
	第115期計算期間末	76,377,619,108	77,081,654,483	7,594	7,664
	第116期計算期間末	72,262,240,711	72,952,898,332	7,324	7,394
	第117期計算期間末	71,746,319,281	72,425,980,365	7,389	7,459
	第118期計算期間末	68,275,108,645	68,933,965,897	7,254	7,324
	第119期計算期間末	64,822,709,435	65,462,557,190	7,092	7,162

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第21期特定期間	第120期計算期間末	62,337,180,704	62,960,097,817	7,005	7,075
	第121期計算期間末	59,081,694,730	59,682,133,190	6,888	6,958
	第122期計算期間末	56,214,890,775	56,801,963,113	6,703	6,773
	第123期計算期間末	55,614,226,285	56,176,630,204	6,922	6,992
	第124期計算期間末	56,980,548,971	57,531,780,675	7,236	7,306
	第125期計算期間末	54,119,220,586	54,658,784,721	7,021	7,091
第22期特定期間	第126期計算期間末	52,700,108,587	53,232,514,434	6,929	6,999
	第127期計算期間末	50,675,926,782	51,198,594,850	6,787	6,857
	第128期計算期間末	49,343,012,990	49,856,623,383	6,725	6,795
	第129期計算期間末	47,504,000,040	48,006,680,063	6,615	6,685
	第130期計算期間末	47,143,712,278	47,637,207,724	6,687	6,757

第131期計算期間末 (平成24年10月15日)	46,117,294,948	46,603,525,670	6,639	6,709
平成23年11月末日	60,328,409,411	-	6,930	-
平成23年12月末日	58,462,383,343	-	6,892	-
平成24年1月末日	55,854,108,743	-	6,825	-
平成24年2月末日	57,433,307,799	-	7,219	-
平成24年3月末日	56,051,483,953	-	7,211	-
平成24年4月末日	54,356,039,457	-	7,106	-
平成24年5月末日	51,093,640,939	-	6,780	-
平成24年6月末日	49,878,058,244	-	6,749	-
平成24年7月末日	48,285,812,510	-	6,651	-
平成24年8月末日	47,500,594,965	-	6,678	-
平成24年9月末日	46,430,446,076	-	6,648	-
平成24年10月末日	46,073,047,292	-	6,731	-
平成24年11月末日	46,563,130,695	-	6,935	-

（注１）基準価額は１万口当たりの純資産額です。

（注２）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第3期特定期間	第12期計算期間 (平成14年11月15日)	30円
	第13期計算期間 (平成14年12月16日)	30円
	第14期計算期間 (平成15年1月15日)	30円
	第15期計算期間 (平成15年2月17日)	30円
	第16期計算期間 (平成15年3月17日)	30円
	第17期計算期間 (平成15年4月15日)	30円
第4期特定期間	第18期計算期間 (平成15年5月15日)	30円
	第19期計算期間 (平成15年6月16日)	30円
	第20期計算期間 (平成15年7月15日)	30円
	第21期計算期間 (平成15年8月15日)	30円
	第22期計算期間 (平成15年9月16日)	30円
	第23期計算期間 (平成15年10月15日)	30円
第5期特定期間	第24期計算期間 (平成15年11月17日)	30円
	第25期計算期間 (平成15年12月15日)	30円
	第26期計算期間 (平成16年1月15日)	30円
	第27期計算期間 (平成16年2月16日)	30円

	第28期計算期間 (平成16年3月15日)	30円
	第29期計算期間 (平成16年4月15日)	30円
第6期特定期間	第30期計算期間 (平成16年5月17日)	30円
	第31期計算期間 (平成16年6月15日)	30円
	第32期計算期間 (平成16年7月15日)	30円
	第33期計算期間 (平成16年8月16日)	30円
	第34期計算期間 (平成16年9月15日)	30円
	第35期計算期間 (平成16年10月15日)	30円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第7期特定期間	第36期計算期間 (平成16年11月15日)	30円
	第37期計算期間 (平成16年12月15日)	40円
	第38期計算期間 (平成17年1月17日)	40円
	第39期計算期間 (平成17年2月15日)	40円
	第40期計算期間 (平成17年3月15日)	40円
	第41期計算期間 (平成17年4月15日)	40円
第8期特定期間	第42期計算期間 (平成17年5月16日)	40円
	第43期計算期間 (平成17年6月15日)	40円
	第44期計算期間 (平成17年7月15日)	40円
	第45期計算期間 (平成17年8月15日)	40円
	第46期計算期間 (平成17年9月15日)	40円
	第47期計算期間 (平成17年10月17日)	40円
第9期特定期間	第48期計算期間 (平成17年11月15日)	40円
	第49期計算期間 (平成17年12月15日)	45円
	第50期計算期間 (平成18年1月16日)	45円
	第51期計算期間 (平成18年2月15日)	45円
	第52期計算期間 (平成18年3月15日)	45円
	第53期計算期間 (平成18年4月17日)	45円

第10期特定期間	第54期計算期間 (平成18年5月15日)	45円
	第55期計算期間 (平成18年6月15日)	45円
	第56期計算期間 (平成18年7月18日)	45円
	第57期計算期間 (平成18年8月15日)	45円
	第58期計算期間 (平成18年9月15日)	45円
	第59期計算期間 (平成18年10月16日)	45円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第11期特定期間	第60期計算期間 (平成18年11月15日)	45円
	第61期計算期間 (平成18年12月15日)	45円
	第62期計算期間 (平成19年1月15日)	45円
	第63期計算期間 (平成19年2月15日)	45円
	第64期計算期間 (平成19年3月15日)	45円
	第65期計算期間 (平成19年4月16日)	45円
第12期特定期間	第66期計算期間 (平成19年5月15日)	45円
	第67期計算期間 (平成19年6月15日)	45円
	第68期計算期間 (平成19年7月17日)	45円
	第69期計算期間 (平成19年8月15日)	45円
	第70期計算期間 (平成19年9月18日)	45円
	第71期計算期間 (平成19年10月15日)	45円
第13期特定期間	第72期計算期間 (平成19年11月15日)	45円
	第73期計算期間 (平成19年12月17日)	45円
	第74期計算期間 (平成20年1月15日)	45円
	第75期計算期間 (平成20年2月15日)	45円
	第76期計算期間 (平成20年3月17日)	70円
	第77期計算期間 (平成20年4月15日)	70円
	第78期計算期間 (平成20年5月15日)	70円
	第79期計算期間 (平成20年6月16日)	70円

第14期特定期間	第80期計算期間 (平成20年7月15日)	70円
	第81期計算期間 (平成20年8月15日)	70円
	第82期計算期間 (平成20年9月16日)	70円
	第83期計算期間 (平成20年10月15日)	70円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第15期特定期間	第84期計算期間 (平成20年11月17日)	70円
	第85期計算期間 (平成20年12月15日)	70円
	第86期計算期間 (平成21年1月15日)	70円
	第87期計算期間 (平成21年2月16日)	70円
	第88期計算期間 (平成21年3月16日)	70円
	第89期計算期間 (平成21年4月15日)	70円
第16期特定期間	第90期計算期間 (平成21年5月15日)	70円
	第91期計算期間 (平成21年6月15日)	70円
	第92期計算期間 (平成21年7月15日)	70円
	第93期計算期間 (平成21年8月17日)	70円
	第94期計算期間 (平成21年9月15日)	70円
	第95期計算期間 (平成21年10月15日)	70円
第17期特定期間	第96期計算期間 (平成21年11月16日)	70円
	第97期計算期間 (平成21年12月15日)	70円
	第98期計算期間 (平成22年1月15日)	70円
	第99期計算期間 (平成22年2月15日)	70円
	第100期計算期間 (平成22年3月15日)	70円
	第101期計算期間 (平成22年4月15日)	70円
第18期特定期間	第102期計算期間 (平成22年5月17日)	70円
	第103期計算期間 (平成22年6月15日)	70円
	第104期計算期間 (平成22年7月15日)	70円
	第105期計算期間 (平成22年8月16日)	70円
	第106期計算期間 (平成22年9月15日)	70円

	第107期計算期間 (平成22年10月15日)	70円
--	----------------------------	-----

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第19期特定期間	第108期計算期間 (平成22年11月15日)	70円
	第109期計算期間 (平成22年12月15日)	70円
	第110期計算期間 (平成23年1月17日)	70円
	第111期計算期間 (平成23年2月15日)	70円
	第112期計算期間 (平成23年3月15日)	70円
	第113期計算期間 (平成23年4月15日)	70円
第20期特定期間	第114期計算期間 (平成23年5月16日)	70円
	第115期計算期間 (平成23年6月15日)	70円
	第116期計算期間 (平成23年7月15日)	70円
	第117期計算期間 (平成23年8月15日)	70円
	第118期計算期間 (平成23年9月15日)	70円
	第119期計算期間 (平成23年10月17日)	70円
第21期特定期間	第120期計算期間 (平成23年11月15日)	70円
	第121期計算期間 (平成23年12月15日)	70円
	第122期計算期間 (平成24年1月16日)	70円
	第123期計算期間 (平成24年2月15日)	70円
	第124期計算期間 (平成24年3月15日)	70円
	第125期計算期間 (平成24年4月16日)	70円
第22期特定期間	第126期計算期間 (平成24年5月15日)	70円
	第127期計算期間 (平成24年6月15日)	70円
	第128期計算期間 (平成24年7月17日)	70円
	第129期計算期間 (平成24年8月15日)	70円
	第130期計算期間 (平成24年9月18日)	70円
	第131期計算期間 (平成24年10月15日)	70円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第3期特定期間	第12期計算期間 (平成14年11月15日)	1.90%
	第13期計算期間 (平成14年12月16日)	1.92%
	第14期計算期間 (平成15年1月15日)	0.61%
	第15期計算期間 (平成15年2月17日)	5.19%
	第16期計算期間 (平成15年3月17日)	1.31%
	第17期計算期間 (平成15年4月15日)	0.61%
第4期特定期間	第18期計算期間 (平成15年5月15日)	3.80%
	第19期計算期間 (平成15年6月16日)	6.88%
	第20期計算期間 (平成15年7月15日)	5.78%
	第21期計算期間 (平成15年8月15日)	2.16%
	第22期計算期間 (平成15年9月16日)	0.08%
	第23期計算期間 (平成15年10月15日)	5.02%
第5期特定期間	第24期計算期間 (平成15年11月17日)	0.77%
	第25期計算期間 (平成15年12月15日)	1.89%
	第26期計算期間 (平成16年1月15日)	2.63%
	第27期計算期間 (平成16年2月16日)	0.17%
	第28期計算期間 (平成16年3月15日)	3.83%
	第29期計算期間 (平成16年4月15日)	5.41%
第6期特定期間	第30期計算期間 (平成16年5月17日)	2.94%
	第31期計算期間 (平成16年6月15日)	1.87%
	第32期計算期間 (平成16年7月15日)	1.99%
	第33期計算期間 (平成16年8月16日)	2.91%
	第34期計算期間 (平成16年9月15日)	1.03%
	第35期計算期間 (平成16年10月15日)	2.00%

特定期間	決算期	収益率
	第36期計算期間 (平成16年11月15日)	0.55%
	第37期計算期間 (平成16年12月15日)	2.72%

第7期特定期間	第38期計算期間 (平成17年1月17日)	3.68%
	第39期計算期間 (平成17年2月15日)	3.04%
	第40期計算期間 (平成17年3月15日)	0.55%
	第41期計算期間 (平成17年4月15日)	2.40%
第8期特定期間	第42期計算期間 (平成17年5月16日)	0.12%
	第43期計算期間 (平成17年6月15日)	0.04%
	第44期計算期間 (平成17年7月15日)	2.44%
	第45期計算期間 (平成17年8月15日)	0.87%
	第46期計算期間 (平成17年9月15日)	1.50%
	第47期計算期間 (平成17年10月17日)	0.66%
第9期特定期間	第48期計算期間 (平成17年11月15日)	1.04%
	第49期計算期間 (平成17年12月15日)	1.78%
	第50期計算期間 (平成18年 1月16日)	1.57%
	第51期計算期間 (平成18年 2月15日)	0.66%
	第52期計算期間 (平成18年 3月15日)	0.07%
	第53期計算期間 (平成18年 4月17日)	0.37%
第10期特定期間	第54期計算期間 (平成18年 5月15日)	3.38%
	第55期計算期間 (平成18年 6月15日)	4.11%
	第56期計算期間 (平成18年 7月18日)	1.00%
	第57期計算期間 (平成18年 8月15日)	1.09%
	第58期計算期間 (平成18年 9月15日)	2.38%
	第59期計算期間 (平成18年10月16日)	0.39%

特定期間	決算期	収益率
第11期特定期間	第60期計算期間 (平成18年11月15日)	0.91%
	第61期計算期間 (平成18年12月15日)	1.77%
	第62期計算期間 (平成19年 1月15日)	0.33%
	第63期計算期間 (平成19年 2月15日)	1.13%

	第64期計算期間 (平成19年 3月15日)	0.71%
	第65期計算期間 (平成19年 4月16日)	1.66%
第12期特定期間	第66期計算期間 (平成19年5月15日)	1.34%
	第67期計算期間 (平成19年6月15日)	1.07%
	第68期計算期間 (平成19年7月17日)	2.13%
	第69期計算期間 (平成19年8月15日)	3.09%
	第70期計算期間 (平成19年9月18日)	1.36%
	第71期計算期間 (平成19年10月15日)	2.85%
第13期特定期間	第72期計算期間 (平成19年11月15日)	1.20%
	第73期計算期間 (平成19年12月17日)	0.40%
	第74期計算期間 (平成20年1月15日)	0.94%
	第75期計算期間 (平成20年2月15日)	0.02%
	第76期計算期間 (平成20年3月17日)	3.57%
	第77期計算期間 (平成20年4月15日)	2.76%
第14期特定期間	第78期計算期間 (平成20年5月15日)	0.75%
	第79期計算期間 (平成20年6月16日)	0.35%
	第80期計算期間 (平成20年7月15日)	1.98%
	第81期計算期間 (平成20年8月15日)	0.48%
	第82期計算期間 (平成20年9月16日)	6.09%
	第83期計算期間 (平成20年10月15日)	6.30%

特定期間	決算期	収益率
第15期特定期間	第84期計算期間 (平成20年11月17日)	8.48%
	第85期計算期間 (平成20年12月15日)	1.24%
	第86期計算期間 (平成21年1月15日)	1.35%
	第87期計算期間 (平成21年2月16日)	0.70%
	第88期計算期間 (平成21年3月16日)	7.85%
	第89期計算期間 (平成21年4月15日)	2.84%

第16期特定期間	第90期計算期間 (平成21年5月15日)	1.61%
	第91期計算期間 (平成21年6月15日)	2.08%
	第92期計算期間 (平成21年7月15日)	2.83%
	第93期計算期間 (平成21年8月17日)	2.11%
	第94期計算期間 (平成21年9月15日)	0.73%
	第95期計算期間 (平成21年10月15日)	0.01%
第17期特定期間	第96期計算期間 (平成21年11月16日)	0.02%
	第97期計算期間 (平成21年12月15日)	1.58%
	第98期計算期間 (平成22年1月15日)	1.74%
	第99期計算期間 (平成22年2月15日)	4.43%
	第100期計算期間 (平成22年3月15日)	1.78%
	第101期計算期間 (平成22年4月15日)	2.61%
第18期特定期間	第102期計算期間 (平成22年5月17日)	4.87%
	第103期計算期間 (平成22年6月15日)	0.36%
	第104期計算期間 (平成22年7月15日)	0.77%
	第105期計算期間 (平成22年8月16日)	0.15%
	第106期計算期間 (平成22年9月15日)	0.04%
	第107期計算期間 (平成22年10月15日)	0.93%

特定期間	決算期	収益率
第19期特定期間	第108期計算期間 (平成22年11月15日)	1.31%
	第109期計算期間 (平成22年12月15日)	3.40%
	第110期計算期間 (平成23年1月17日)	0.41%
	第111期計算期間 (平成23年2月15日)	0.53%
	第112期計算期間 (平成23年3月15日)	1.57%
	第113期計算期間 (平成23年4月15日)	3.50%
第20期特定期間	第114期計算期間 (平成23年5月16日)	2.65%
	第115期計算期間 (平成23年6月15日)	1.82%
	第116期計算期間 (平成23年7月15日)	2.63%

	第117期計算期間 (平成23年8月15日)	1.84%
	第118期計算期間 (平成23年9月15日)	0.88%
	第119期計算期間 (平成23年10月17日)	1.27%
第21期特定期間	第120期計算期間 (平成23年11月15日)	0.24%
	第121期計算期間 (平成23年12月15日)	0.67%
	第122期計算期間 (平成24年1月16日)	1.67%
	第123期計算期間 (平成24年2月15日)	4.31%
	第124期計算期間 (平成24年3月15日)	5.55%
	第125期計算期間 (平成24年4月16日)	2.00%
第22期特定期間	第126期計算期間 (平成24年5月15日)	0.31%
	第127期計算期間 (平成24年6月15日)	1.04%
	第128期計算期間 (平成24年7月17日)	0.12%
	第129期計算期間 (平成24年8月15日)	0.59%
	第130期計算期間 (平成24年9月18日)	2.15%
	第131期計算期間 (平成24年10月15日)	0.33%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注2）収益率は小数第3位を四捨五入しています。

（4）【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第3期特定期間	第12期計算期間	8,842,463,349口	2,133,220,000口
	第13期計算期間	7,529,502,001口	1,878,511,610口
	第14期計算期間	6,863,027,619口	1,441,168,577口
	第15期計算期間	7,451,621,033口	4,246,231,185口
	第16期計算期間	5,087,580,775口	5,005,821,788口
	第17期計算期間	4,635,150,877口	5,179,906,829口
第4期特定期間	第18期計算期間	5,614,879,472口	3,298,746,422口
	第19期計算期間	5,347,766,078口	4,992,133,495口
	第20期計算期間	3,363,924,444口	3,992,273,807口
	第21期計算期間	2,779,928,646口	2,558,968,793口
	第22期計算期間	1,525,764,510口	2,962,107,018口
	第23期計算期間	1,727,015,900口	2,230,781,694口
第5期特定期間	第24期計算期間	2,367,323,932口	1,921,185,579口
	第25期計算期間	2,619,697,276口	3,566,095,431口
	第26期計算期間	2,856,754,599口	3,473,302,826口
	第27期計算期間	3,218,894,051口	3,415,081,031口
	第28期計算期間	2,100,211,228口	4,466,953,228口
	第29期計算期間	2,506,270,122口	2,452,841,847口

第6期特定期間	第30期計算期間	1,976,863,097口	1,408,863,108口
	第31期計算期間	2,061,786,568口	1,988,143,227口
	第32期計算期間	2,399,893,638口	1,609,075,950口
	第33期計算期間	1,757,339,106口	2,242,016,572口
	第34期計算期間	1,406,724,293口	2,442,367,114口
	第35期計算期間	1,521,458,736口	2,878,161,849口
第7期特定期間	第36期計算期間	1,545,023,340口	2,219,880,827口
	第37期計算期間	2,652,963,199口	1,928,735,479口
	第38期計算期間	2,993,575,785口	1,878,248,971口
	第39期計算期間	2,994,997,859口	904,734,049口
	第40期計算期間	3,744,042,865口	990,954,646口
	第41期計算期間	4,783,416,838口	1,281,446,292口
第8期特定期間	第42期計算期間	4,556,391,422口	1,442,193,933口
	第43期計算期間	5,982,177,500口	1,779,137,972口
	第44期計算期間	6,246,167,004口	1,982,689,860口
	第45期計算期間	3,876,453,540口	1,448,523,932口
	第46期計算期間	3,345,051,151口	1,285,563,051口
	第47期計算期間	3,836,495,983口	1,229,777,597口
第9期特定期間	第48期計算期間	3,106,941,728口	1,294,519,169口
	第49期計算期間	2,071,215,722口	2,276,461,950口
	第50期計算期間	1,859,783,718口	985,719,120口
	第51期計算期間	2,260,324,598口	1,120,991,844口
	第52期計算期間	2,306,063,662口	1,315,496,174口
	第53期計算期間	2,658,831,917口	1,223,403,296口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第10期特定期間	第54期計算期間	1,481,056,236口	1,217,272,208口
	第55期計算期間	2,229,547,281口	2,300,987,064口
	第56期計算期間	2,465,497,778口	1,897,965,450口
	第57期計算期間	1,979,616,449口	2,232,882,557口
	第58期計算期間	1,989,671,718口	2,389,424,349口
	第59期計算期間	1,616,500,426口	2,017,713,913口
第11期特定期間	第60期計算期間	884,121,625口	1,438,235,193口
	第61期計算期間	1,815,113,051口	2,110,973,055口
	第62期計算期間	1,444,106,010口	1,484,946,063口
	第63期計算期間	1,202,780,869口	2,400,720,958口
	第64期計算期間	1,129,718,475口	1,638,398,923口
	第65期計算期間	1,013,673,798口	1,653,446,608口
第12期特定期間	第66期計算期間	1,297,882,306口	1,377,060,599口
	第67期計算期間	1,229,925,329口	1,731,246,938口
	第68期計算期間	690,015,661口	1,896,599,396口
	第69期計算期間	684,153,213口	1,325,785,254口
	第70期計算期間	1,126,231,409口	1,449,398,087口
	第71期計算期間	806,860,185口	1,653,838,568口
	第72期計算期間	603,763,504口	1,453,034,067口
	第73期計算期間	1,458,396,433口	1,896,007,756口
	第74期計算期間	910,631,884口	1,155,955,092口

第13期特定期間	第75期計算期間	1,508,162,923口	2,351,067,027口
	第76期計算期間	3,568,126,091口	1,894,706,517口
	第77期計算期間	3,958,757,692口	1,588,016,807口
第14期特定期間	第78期計算期間	4,336,459,889口	972,003,320口
	第79期計算期間	7,897,926,069口	797,225,388口
	第80期計算期間	8,186,132,702口	848,351,859口
	第81期計算期間	7,784,620,859口	1,393,625,649口
	第82期計算期間	7,211,858,057口	1,416,811,391口
第15期特定期間	第83期計算期間	2,762,447,863口	3,516,158,144口
	第84期計算期間	1,702,005,307口	2,877,868,616口
	第85期計算期間	1,097,734,161口	2,576,735,518口
	第86期計算期間	1,636,427,532口	2,883,080,049口
	第87期計算期間	828,548,609口	4,607,400,993口
	第88期計算期間	716,931,774口	5,186,682,311口
第16期特定期間	第89期計算期間	790,060,995口	2,166,522,937口
	第90期計算期間	975,233,456口	2,491,063,420口
	第91期計算期間	1,532,123,407口	2,948,967,352口
	第92期計算期間	2,044,126,358口	2,372,419,226口
	第93期計算期間	1,677,382,332口	2,101,251,914口
	第94期計算期間	2,072,040,894口	1,770,489,200口
	第95期計算期間	1,622,207,819口	1,633,906,022口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第17期特定期間	第96期計算期間	1,246,099,258口	2,179,018,912口
	第97期計算期間	989,579,221口	2,239,636,155口
	第98期計算期間	1,102,881,350口	1,465,876,564口
	第99期計算期間	1,211,899,698口	2,775,494,291口
	第100期計算期間	762,596,327口	3,343,338,851口
	第101期計算期間	784,975,244口	2,661,112,553口
第18期特定期間	第102期計算期間	597,283,076口	2,549,578,170口
	第103期計算期間	600,576,275口	2,536,184,730口
	第104期計算期間	414,335,842口	1,937,447,645口
	第105期計算期間	417,324,029口	1,609,502,744口
	第106期計算期間	409,114,817口	1,989,224,078口
	第107期計算期間	593,869,182口	2,040,969,667口
第19期特定期間	第108期計算期間	295,660,985口	1,534,838,989口
	第109期計算期間	198,004,298口	1,706,066,442口
	第110期計算期間	194,064,488口	1,964,157,861口
	第111期計算期間	215,647,704口	2,206,381,807口
	第112期計算期間	182,946,734口	1,717,497,231口
	第113期計算期間	282,532,455口	1,607,904,130口
第20期特定期間	第114期計算期間	343,622,873口	1,032,211,620口
	第115期計算期間	358,982,752口	1,467,416,695口
	第116期計算期間	298,098,039口	2,209,205,677口
	第117期計算期間	164,724,475口	1,735,658,349口
	第118期計算期間	91,449,189口	3,063,425,266口
	第119期計算期間	95,279,385口	2,810,921,819口

第21期特定期間	第120期計算期間	69,825,249口	2,488,488,312口
	第121期計算期間	81,138,642口	3,292,374,842口
	第122期計算期間	60,781,647口	1,970,227,674口
	第123期計算期間	84,177,146口	3,608,236,883口
	第124期計算期間	81,353,987口	1,677,384,817口
	第125期計算期間	82,877,702口	1,749,673,289口
第22期特定期間	第126期計算期間	81,996,931口	1,104,609,368口
	第127期計算期間	66,611,199口	1,457,722,500口
	第128期計算期間	60,840,943口	1,354,794,534口
	第129期計算期間	65,143,781口	1,626,625,255口
	第130期計算期間	44,141,117口	1,356,223,559口
	第131期計算期間	70,296,650口	1,108,114,297口

< 参考情報 >

運用実績

2012年11月30日現在

<基準価額・純資産の推移> (2002年12月2日～2012年11月30日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※ベンチマークはシティグループ世界国債インデックス(除く日本、7～10年、円ベース)です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2012年11月	70円
2012年10月	70円
2012年9月	70円
2012年8月	70円
2012年7月	70円
直近1年累計	840円
設定来累計	6,765円

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	96.18%
その他資産	3.82%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

外貨建有価証券の通貨別配分(海外国債マザーファンド)

通貨	純資産比率
ユーロ	41.13%
米ドル	39.41%
英ポンド	10.58%
カナダドル	5.85%
-	-
合計	96.98%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄(海外国債マザーファンド)

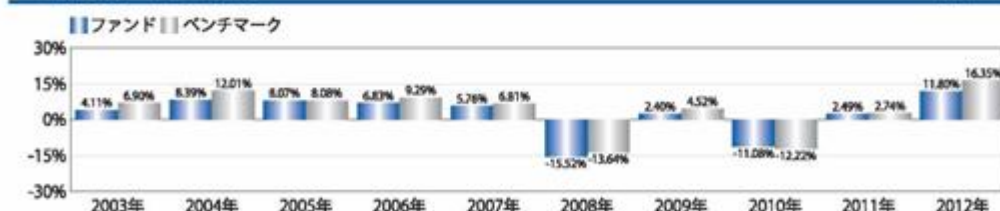
銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
US TREASURY N/B	2020/11/15	2.625%	米ドル	3.74%
US TREASURY N/B	2022/08/15	1.625%	米ドル	3.73%
US TREASURY N/B	2020/02/15	3.625%	米ドル	3.67%
FRANCE (GOVT OF)	2021/04/25	3.750%	ユーロ	3.54%
FRANCE (GOVT OF)	2022/04/25	3.000%	ユーロ	3.49%
FRANCE (GOVT OF)	2020/04/25	3.500%	ユーロ	3.30%
US TREASURY N/B	2021/02/15	3.625%	米ドル	3.21%
FRANCE (GOVT OF)	2021/10/25	3.250%	ユーロ	3.16%
FRANCE (GOVT OF)	2020/10/25	2.500%	ユーロ	3.13%
US TREASURY N/B	2020/05/15	3.500%	米ドル	3.01%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:48銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※ベンチマークはシティグループ世界国債インデックス(除く日本、7～10年、円ベース)です。
 ※2012年については、年初から11月末までの収益率を記載しています。

- ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測・保証するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計額の数値が一致しない場合があります。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

6

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「海外国債ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（二）ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、取得申し込みの受付を行いません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（二）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

(ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

買取請求による換金はできません。ただし、販売会社が任意に買い取る場合がありますので、販売会社でご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了の日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、投資信託契約締結日から３年を経過した日以降において受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第52条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（ロ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第52条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした

がい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- （二）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- （ホ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

- （イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- （ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として4月、10月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して 5 営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期特定期間（平成24年4月17日から平成24年10月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

海外国債ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期特定期間末 (平成24年 4月16日現在)	第22期特定期間末 (平成24年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	970,654	556,171
コール・ローン	1,198,121,474	1,059,575,058
親投資信託受益証券	53,572,741,351	45,644,820,795
未収利息	1,320	1,527
流動資産合計	54,771,834,799	46,704,953,551
資産合計	54,771,834,799	46,704,953,551
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	539,564,135	486,230,722
未払解約金	64,012,828	66,767,562
未払受託者報酬	2,574,000	1,815,019
未払委託者報酬	46,331,985	32,670,341
その他未払費用	131,265	174,959
流動負債合計	652,614,213	587,658,603
負債合計	652,614,213	587,658,603
純資産の部		
元本等		
元本	77,080,590,716	69,461,531,824
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,961,370,130	23,344,236,876
（分配準備積立金）	5,129,916,738	4,244,745,533
元本等合計	54,119,220,586	46,117,294,948
純資産合計	54,119,220,586	46,117,294,948
負債純資産合計	54,771,834,799	46,704,953,551

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期特定期間 自平成23年10月18日 至平成24年 4月16日	第22期特定期間 自平成24年 4月17日 至平成24年10月15日
営業収益		
受取利息	178,817	169,435
有価証券売買等損益	3,036,767,834	457,079,444
営業収益合計	3,036,946,651	457,248,879
営業費用		
受託者報酬	15,294,186	13,028,938
委託者報酬	275,295,316	234,520,853
その他費用	1,228,226	1,061,048
営業費用合計	291,817,728	248,610,839
営業利益	2,745,128,923	208,638,040
経常利益	2,745,128,923	208,638,040
当期純利益	2,745,128,923	208,638,040
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	41,895,850	8,148,839
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,584,112,725	22,961,370,130
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,521,232,951	2,575,645,275
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,521,232,951	2,575,645,275
剰余金減少額又は欠損金増加額	138,095,760	124,208,401
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	138,095,760	124,208,401
分配金	3,463,627,669	3,051,090,499
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,961,370,130	23,344,236,876

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第22期特定期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成24年4月17日から平成24年10月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第21期特定期間末 [平成24年 4月16日現在]	第22期特定期間末 [平成24年10月15日現在]
1. 特定期間末日における受益権の総数 77,080,590,716口	1. 特定期間末日における受益権の総数 69,461,531,824口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 22,961,370,130円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 23,344,236,876円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7021円 (1万口当たり純資産額) (7,021円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6639円 (1万口当たり純資産額) (6,639円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第21期特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	第22期特定期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
分配金の計算過程	(1) 第120期計算期間（平成23年10月18日から平成23年11月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（110,376,621円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,589,767,859円）及び分配準備積立金（6,286,043,666円）より分配対象収益は14,986,188,146円（1万口当たり1,684.06円）であり、うち622,917,113円（1万口当たり70円）を分配しております。 (2) 第121期計算期間（平成23年11月16日から平成23年12月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（99,085,564円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,856,511,701円）及び分配準備積立金（5,990,490,559円）より分配対象収益は13,946,087,824円（1万口当たり1,625.85円）であり、うち600,438,460円（1万口当たり70円）を分配しております。	(1) 第126期計算期間（平成24年4月17日から平成24年5月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（80,166,347円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,090,213,840円）及び分配準備積立金（5,057,170,696円）より分配対象収益は10,227,550,883円（1万口当たり1,344.69円）であり、うち532,405,847円（1万口当たり70円）を分配しております。 (2) 第127期計算期間（平成24年5月16日から平成24年6月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（79,814,044円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,628,111,279円）及び分配準備積立金（4,890,606,264円）より分配対象収益は9,598,531,587円（1万口当たり1,285.51円）であり、うち522,668,068円（1万口当たり70円）を分配しております。

	(3) 第122期計算期間（平成23年12月16日から平成24年1月16日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（100,108,610円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,266,441,791円）及び分配準備積立金（5,783,305,693円）より分配対象収益は13,149,856,094円（1万口当たり1,567.92円）であり、うち587,072,338円（1万口当たり70円）を分配しております。	(3) 第128期計算期間（平成24年6月16日から平成24年7月17日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（78,799,922円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,184,960,876円）及び分配準備積立金（4,734,442,596円）より分配対象収益は8,998,203,394円（1万口当たり1,226.35円）であり、うち513,610,393円（1万口当たり70円）を分配しております。
--	--	---

区 分	第21期特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	第22期特定期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
分配金の計算過程	(4) 第123期計算期間（平成24年1月17日から平成24年2月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（131,868,310円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,565,049,187円）及び分配準備積立金（5,471,753,463円）より分配対象収益は12,168,670,960円（1万口当たり1,514.57円）であり、うち562,403,919円（1万口当たり70円）を分配しております。 (5) 第124期計算期間（平成24年2月16日から平成24年3月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（133,364,270円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,046,369,121円）及び分配準備積立金（5,330,248,096円）より分配対象収益は11,509,981,487円（1万口当たり1,461.62円）であり、うち551,231,704円（1万口当たり70円）を分配しております。 (6) 第125期計算期間（平成24年3月16日から平成24年4月16日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（94,571,878円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,538,546,537円）及び分配準備積立金（5,189,506,041円）より分配対象収益は10,822,624,456円（1万口当たり1,404.05円）であり、うち539,564,135円（1万口当たり70円）を分配しております。	(4) 第129期計算期間（平成24年7月18日から平成24年8月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（67,321,248円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,740,948,293円）及び分配準備積立金（4,564,071,451円）より分配対象収益は8,372,340,992円（1万口当たり1,165.87円）であり、うち502,680,023円（1万口当たり70円）を分配しております。 (5) 第130期計算期間（平成24年8月16日から平成24年9月18日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（114,423,179円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,322,829,561円）及び分配準備積立金（4,403,795,305円）より分配対象収益は7,841,048,045円（1万口当たり1,112.20円）であり、うち493,495,446円（1万口当たり70円）を分配しております。 (6) 第131期計算期間（平成24年9月19日から平成24年10月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,552,094円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,930,951,356円）及び分配準備積立金（4,309,116,502円）より分配対象収益は7,314,619,952円（1万口当たり1,053.04円）であり、うち486,230,722円（1万口当たり70円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第21期特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	第22期特定期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

第21期特定期間末 [平成24年 4月16日現在]	第22期特定期間末 [平成24年10月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第21期特定期間 自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	第22期特定期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	第21期特定期間末 [平成24年 4月16日現在]	第22期特定期間末 [平成24年10月15日現在]
期首元本額	91,406,822,160円	77,080,590,716円
期中追加設定元本額	460,154,373円	389,030,621円
期中一部解約元本額	14,786,385,817円	8,008,089,513円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第21期特定期間末 [平成24年 4月16日現在]	第22期特定期間末 [平成24年10月15日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,059,409,487	183,398,462
合 計	1,059,409,487	183,398,462

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	第21期特定期間末 [平成24年 4月16日現在]	第22期特定期間末 [平成24年10月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	海外国債マザーファンド	30,566,410,497	45,644,820,795	
有 価 証 券 合 計		30,566,410,497	45,644,820,795	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「海外国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「海外国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年 4月16日現在]	[平成24年10月15日現在]
	金 額(円)	金 額(円)

資産の部		
流動資産		
預金	2,119,211,347	-
コール・ローン	2,681,402,564	1,984,064,112
国債証券	72,665,058,709	64,418,792,438
未収入金	721,933,089	-
未収利息	799,658,932	644,506,454
前払費用	97,111,627	65,754,587
流動資産合計	79,084,376,268	67,113,117,591
資産合計	79,084,376,268	67,113,117,591
負債の部		
流動負債		
未払金	2,829,179,255	-
流動負債合計	2,829,179,255	-
負債合計	2,829,179,255	-
純資産の部		
元本等		
元本	51,643,897,882	44,943,796,401
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	24,611,299,131	22,169,321,190
元本等合計	76,255,197,013	67,113,117,591
純資産合計	76,255,197,013	67,113,117,591
負債純資産合計	79,084,376,268	67,113,117,591

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

(貸借対照表に関する注記)

[平成24年 4月16日現在]	[平成24年10月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 51,643,897,882口	1. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 44,943,796,401口
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4766円 (1万口当たり純資産額) (14,766円)	2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4933円 (1万口当たり純資産額) (14,933円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
1. 金融商品に 対する取組 方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2. 金融商品の 内容及びリ スク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に 係るリスク の管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の 時価等に関 する事項に ついての補 足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

[平成24年 4月16日現在]	[平成24年10月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 国債証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区 分	[平成24年 4月16日現在]	[平成24年10月15日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	62,568,625,744円	51,643,897,882円
同期中における追加設定元本額	125,263,875円	3,698,645円
同期中における一部解約元本額	11,049,991,737円	6,703,800,126円
同期末における元本の内訳		
海外国債ファンド	36,281,146,791円	30,566,410,497円
海外国債ファンド（3ヵ月決算型）	3,473,562,376円	3,065,120,782円
新光7資産バランスファンド	806,195,141円	731,507,541円
海外国債ファンド（1年決算型）	295,141,859円	296,768,311円
海外国債ファンド（変額年金）	10,787,851,715円	10,283,989,270円
合 計	51,643,897,882円	44,943,796,401円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	[平成24年 4月16日現在]	[平成24年10月15日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,079,750,174	2,508,060,265
合 計	1,079,750,174	2,508,060,265

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成24年 4月16日現在]	[平成24年10月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
米 ド ル	国債証券		米ドル	米ドル	
		US TREASURY N/B 3.375% 2019/11/15	19,500,000.00	22,554,492.25	
		US TREASURY N/B 3.625% 2020/2/15	28,200,000.00	33,141,609.49	
		US TREASURY N/B 3.5% 2020/5/15	23,100,000.00	26,978,273.53	
		US TREASURY N/B 8.75% 2020/8/15	2,600,000.00	4,072,453.13	
		US TREASURY N/B 2.625% 2020/8/15	22,500,000.00	24,818,554.78	
		US TREASURY N/B 2.625% 2020/11/15	31,200,000.00	34,368,750.00	
		US TREASURY N/B 3.625% 2021/2/15	25,000,000.00	29,509,765.72	
		US TREASURY N/B 3.125% 2021/5/15	18,900,000.00	21,551,906.25	
		US TREASURY N/B 2.125% 2021/8/15	23,800,000.00	25,120,156.23	

		US TREASURY N/B 8% 2021/11/15	4,700,000.00	7,338,976.57	
		US TREASURY N/B 2% 2021/11/15	24,700,000.00	25,724,664.17	
		US TREASURY N/B 2% 2022/2/15	29,300,000.00	30,412,484.37	
		US TREASURY N/B 1.75% 2022/5/15	30,800,000.00	31,163,343.90	
		US TREASURY N/B 7.25% 2022/8/15	3,600,000.00	5,473,968.76	
		US TREASURY N/B 1.625% 2022/8/15	12,200,000.00	12,154,250.00	
米 ド ル 建 小 計			米ドル 300,100,000.00	米ドル 334,383,649.15 (26,212,334,256円)	
カナダドル	国債証券		カナダドル	カナダドル	
		CANADIAN GOVERNMENT 3.5% 2020/6/1	15,200,000.00	17,241,512.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 3.25% 2021/6/1	13,300,000.00	14,956,249.00	
		CANADIAN GOVERNMENT 2.75% 2022/6/1	14,700,000.00	15,930,390.00	
カ ナ ダ ド ル 建 小 計			カナダドル 43,200,000.00	カナダドル 48,128,151.00 (3,845,920,546円)	

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
ユ ー ロ	国債証券		ユ－ロ	ユ－ロ	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.25% 2020/1/4	15,000,000.00	17,350,500.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3% 2020/7/4	15,000,000.00	17,121,000.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.25% 2020/9/4	10,900,000.00	11,819,960.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5% 2021/1/4	12,900,000.00	14,229,990.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.25% 2021/7/4	12,900,000.00	15,006,570.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.25% 2021/9/4	10,900,000.00	11,767,640.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2% 2022/1/4	13,600,000.00	14,371,120.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 1.75% 2022/7/4	16,300,000.00	16,744,990.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.25% 2019/9/1	4,300,000.00	4,325,370.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.5% 2020/2/1	3,900,000.00	3,941,730.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.25% 2020/3/1	4,200,000.00	4,183,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4% 2020/9/1	4,300,000.00	4,195,080.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 3.75% 2021/3/1	4,100,000.00	3,895,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 3.75% 2021/8/1	4,800,000.00	4,510,080.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 4.75% 2021/9/1	4,300,000.00	4,350,740.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 5% 2022/3/1	3,100,000.00	3,160,760.00	
		FRANCE (GOVT OF) 8.5% 2019/10/25	5,000,000.00	7,356,000.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.75% 2019/10/25	15,800,000.00	18,158,940.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.5% 2020/4/25	16,800,000.00	19,027,680.00	
		FRANCE (GOVT OF) 2.5% 2020/10/25	17,300,000.00	18,287,830.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.75% 2021/4/25	17,700,000.00	20,346,150.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3.25% 2021/10/25	16,700,000.00	18,470,200.00	
		FRANCE (GOVT OF) 3% 2022/4/25	16,400,000.00	17,631,640.00	
ユ ー ロ 建 小 計			ユ－ロ 246,200,000.00	ユ－ロ 270,252,170.00 (27,330,601,952円)	

通 貨	種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
英ポンド	国債証券		英ポンド	英ポンド	
		TSY 3.75% 2019/9/7	7,600,000.00	8,955,460.00	
		TSY 3.75% 2020/9/7	8,500,000.00	10,059,920.00	
		TSY 3.75% 2021/9/7	9,200,000.00	10,946,528.00	
		TSY 4% 2022/3/7	6,500,000.00	7,882,420.00	
		TSY 4.75% 2020/3/7	8,300,000.00	10,397,825.00	
		TSY 8% 2021/6/7	5,000,000.00	7,706,400.00	

英 ポ ン ド 建 小 計	英ポンド 45,100,000.00	英ポンド 55,948,553.00 (7,029,935,684円)	
合 計	-	円 64,418,792,438 (64,418,792,438)	

有価証券明細表注記

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
米 ド ル	債券 15銘柄	39.1%	40.7%
カ ナ ダ ド ル	債券 3銘柄	5.7%	6.0%
ユ ー ロ	債券 23銘柄	40.7%	42.4%
英 ポ ン ド	債券 6銘柄	10.5%	10.9%

（注1）組入債券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年11月30日現在）

「海外国債ファンド」

資産総額	46,695,961,160 円
負債総額	132,830,465 円
純資産総額（ - ）	46,563,130,695 円
発行済口数	67,137,855,564 口
1万口当たり純資産額（ / ）	6,935 円

（参考）

「海外国債マザーファンド」

資産総額	68,453,905,315 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	68,453,905,315 円
発行済口数	43,351,124,081 口
1万口当たり純資産額（ / ）	15,791 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a．資本金の額（平成24年11月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

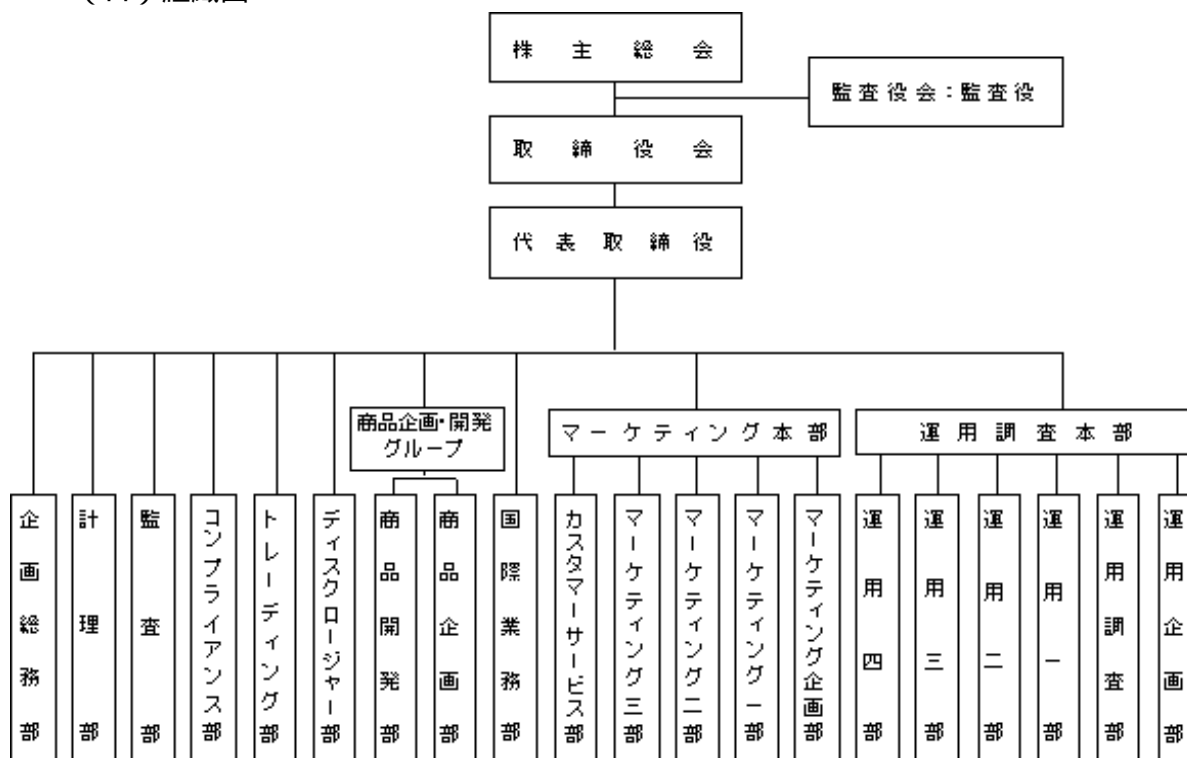
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

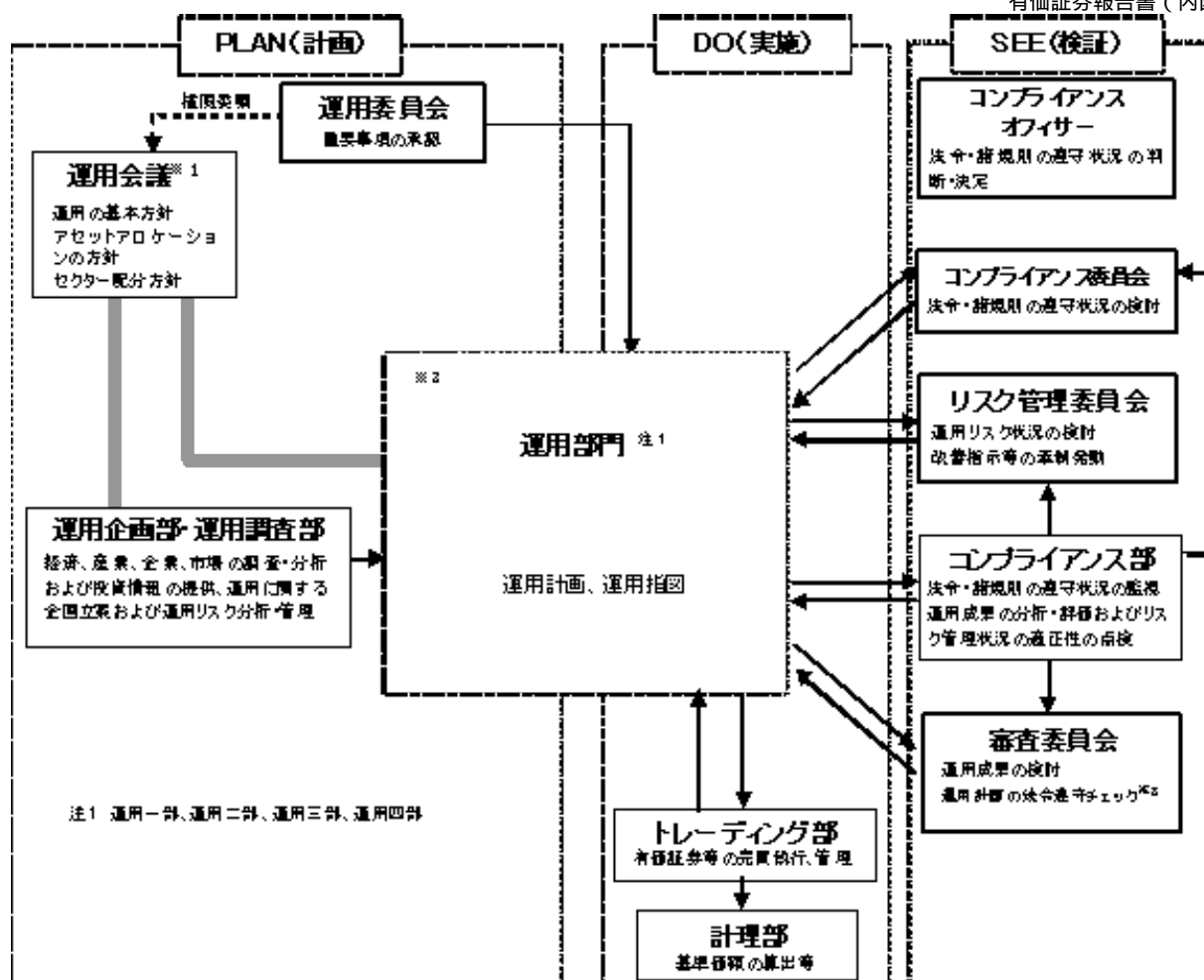
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年11月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年11月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	202	2,059,106
株式投資信託（合計）	173	1,631,786
単位型	1	2,091
追加型	172	1,629,695
公社債投資信託（合計）	29	427,320
単位型	2	829
追加型	27	426,491

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1．財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,121,107	8,592,890
有価証券	6,541,218	6,903,772
貯蔵品	4,821	268
立替金	-	2,141
前払金	45,671	26,845
前払費用	16,884	18,185
未収入金	96	29
未収委託者報酬	1,503,847	1,805,198
未収運用受託報酬	4,814	105,245
未収収益	30,417	27,583
繰延税金資産	169,661	183,764
流動資産合計	16,438,542	17,665,924
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 23,023	2 18,397
構築物（純額）	2 2,464	2 2,156
器具・備品（純額）	2 43,414	2 145,416
リース資産（純額）	2 7,465	2 3,064
建設仮勘定	-	6,663
有形固定資産合計	76,366	175,697
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 28,112	3 38,365
ソフトウェア仮勘定	-	6,554
無形固定資産合計	28,203	45,012
投資その他の資産		
投資有価証券	5,913,628	4,293,799
関係会社株式	77,100	77,100
長期前払費用	75	-

長期未収入金	4,800	-
長期差入保証金	118,123	125,621
長期繰延税金資産	66,752	65,901
前払年金費用	521,967	471,439
長期性預金	1,300,000	-
その他	22,000	22,000
貸倒引当金	-	13,350
投資その他の資産合計	8,024,447	5,042,512
固定資産合計	8,129,018	5,263,222
資産合計	24,567,560	22,929,146

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,619	17,113
リース債務	11,280	6,508
未払金		
未払収益分配金	968	584
未払償還金	29,105	18,249
未払手数料	1 797,625	1 920,180
その他未払金	207,650	281,635
未払金合計	1,035,350	1,220,650
未払費用	158,152	388,419
未払法人税等	524,492	652,412
賞与引当金	227,900	257,200
役員賞与引当金	29,600	35,000
流動負債合計	2,000,396	2,577,303
固定負債		
長期リース債務	8,870	2,362
退職給付引当金	163,241	169,955
役員退職慰労引当金	93,958	75,625
執行役員退職慰労引当金	123,916	128,916
固定負債合計	389,987	376,859
負債合計	2,390,383	2,954,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計	15,125,082	12,905,651
自己株式	6,827	6,827
株主資本合計	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	227,077	209,840
評価・換算差額等合計	227,077	209,840
純資産合計	22,177,176	19,974,983
負債純資産合計	24,567,560	22,929,146

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,707,658	19,353,740
運用受託報酬	7,734	196,866
営業収益合計	13,715,392	19,550,606
営業費用		
支払手数料	1 7,740,156	1 10,353,047
広告宣伝費	233,413	239,373
公告費	2,409	4,161
調査費		
調査費	236,790	258,007
委託調査費	628,364	2,747,489
図書費	6,246	6,390
調査費合計	871,401	3,011,888
委託計算費	305,544	502,554
営業雑経費		
通信費	35,855	38,375
印刷費	184,349	151,954
協会費	9,581	12,077
諸会費	2,846	2,867
その他	15,462	27,590
営業雑経費合計	248,095	232,865
営業費用合計	9,401,021	14,343,891
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,400	92,370
給料・手当	1,163,225	1,276,693
賞与	196,708	228,039
給料合計	1,452,333	1,597,103
交際費	14,854	13,677
寄付金	4,189	7,752
旅費交通費	79,127	81,442
租税公課	39,168	44,308
不動産賃借料	202,024	200,662
賞与引当金繰入	227,900	257,200
役員賞与引当金繰入	29,600	35,000
役員退職慰労引当金繰入	27,000	36,761
退職給付費用	138,708	157,497
減価償却費	74,876	86,469
諸経費	401,431	490,232
一般管理費合計	2,691,215	3,008,107
営業利益	1,623,156	2,198,608

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		

受取配当金	65,366	53,031
有価証券利息	54,422	39,104
受取利息	22,062	24,291
時効成立分配金・償還金	33,486	11,287
雑益	5,316	2,968
営業外収益合計	180,654	130,682
営業外費用		
支払利息	1,110	572
時効成立後支払分配金・償還金	1,617	3,264
雑損	924	6,174
営業外費用合計	3,652	10,011
経常利益	1,800,158	2,319,278
特別利益		
投資有価証券売却益	153,176	10,098
特別利益合計	153,176	10,098
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	13,350
固定資産除却損	2 6,253	2 499
投資有価証券売却損	78,650	25,606
投資有価証券評価損	17,772	-
ゴルフ会員権評価損	5,500	-
減損損失	-	441
特別損失合計	108,176	39,897
税引前当期純利益	1,845,159	2,289,480
法人税、住民税及び事業税	734,171	1,006,533
法人税等調整額	3,586	51,486
法人税等合計	730,585	955,047
当期純利益	1,114,573	1,334,432

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	1,000,000
当期変動額合計	-	1,000,000
当期末残高	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,024,119	2,646,588
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
別途積立金の取崩	-	1,000,000
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	1,219,430
当期末残高	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計		
当期首残高	14,502,612	15,125,082
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	2,219,430
当期末残高	15,125,082	12,905,651

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	6,074	6,827
当期変動額		
自己株式の取得	753	-
当期変動額合計	753	-
当期末残高	6,827	6,827
株主資本合計		
当期首残高	21,782,538	22,404,254
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	753	-
当期変動額合計	621,716	2,219,430
当期末残高	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	107,742	227,077
当期変動額		

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119,335	17,237
当期変動額合計	119,335	17,237
当期末残高	227,077	209,840
純資産合計		
当期首残高	21,674,796	22,177,176
当期変動額		
剰余金の配当	492,103	3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	753	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	119,335	17,237
当期変動額合計	502,380	2,202,193
当期末残高	22,177,176	19,974,983

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

（2）関係会社株式

総平均法による原価法

（3）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(6) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未払手数料	639,627千円	598,017千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	60,468千円	65,093千円
構築物	254千円	562千円
器具備品	329,664千円	349,229千円
リース資産	98,457千円	102,858千円

3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	202,238千円	227,314千円

（損益計算書関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日)(自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日)

支払手数料	6,121,248千円	7,038,413千円
-------	-------------	-------------

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
建物	4,333千円	-
器具・備品	1,919千円	499千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	643	113	-	756

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	-	-	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

平成24年2月28日 臨時株主総会	普通 株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日
----------------------	----------	-----------	-------	-----------	------------

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

（２）リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「３．固定資産の減価償却の方法（３）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月 of 定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる

前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	-
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	-

（注）１．金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	326,273	299,887

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	-	-
其他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

2. 関係会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	695
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
合計		8,686,616	9,069,481	382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	4,333
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,002,560	1,003,574	1,014
	その他	-	-	-
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	402,706
合計		9,472,598	9,799,991	327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．売却したその他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

当事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	-	14,365
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	303,927	880	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,262,094	5,690	3,590
合計	2,581,546	6,570	17,955

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	-	24	24
合計		450,000	-	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	923,938	1,162,110
(2)年金資産(千円)	940,384	876,684
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	16,445	285,426
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	417,207	645,782
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	74,927	58,871
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	358,725	301,484
(7)前払年金費用(千円)	521,967	471,439
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	163,241	169,955

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
(1)勤務費用（千円）（注１）	82,778	80,752
(2)利息費用（千円）	21,581	23,098
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,826	18,807
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	63,027	73,807
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	24,747	16,055
(6)小計(1) + (2) - (3) + (4) + (5)（千円）	124,813	142,794
(7)その他（千円）（注２）	13,894	14,702
(8)退職給付費用(6) + (7)（千円）	138,708	157,497

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 23,250千円、当事業年度 20,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	- 千円	4,757千円
賞与引当金	104,776	111,065
減価償却超過額	8,449	3,087
退職給付引当金	116,844	106,517
役員退職慰労引当金	38,231	26,952
投資有価証券評価損	7,231	-
非上場株式評価損	32,458	28,430
未払事業税	42,773	49,129
その他有価証券評価差額金	155,788	117,552
その他	40,414	47,307
繰延税金資産小計	546,968	494,801
評価性引当額	96,431	76,506
繰延税金資産合計	450,536	418,294
繰延税金負債		
前払年金費用	212,388	168,021
その他	1,733	607
繰延税金負債合計	214,121	168,628
繰延税金資産の純額	236,414	249,665

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	169,661千円	183,764千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	66,752	65,901

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
役員給与と永久に損金算入されない項目	0.53	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.81	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.09	
住民税均等割	0.21	
税効果未認識差異	2.54	
その他	0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.59	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20,828千円減少し、法人税等調整額が5,165千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	- 639,627

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	1,006,734 7,038,413	短期貸付金 未払手数料	- 598,017

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ証 券プロパ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借	165,316	長期差 入保証 金	116,378
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 ハウジングサー ビス料支払 メールシステム サービス料支払	74,884 16,824 18,000	その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金	7,593 1,472 3,150

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

（１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

（２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

（３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

（４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（注）当社の親会社であるみずほ証券株式会社は、平成23年8月29日に東京証券取引所への上場を廃止しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	12,168円58銭	10,964円24銭
1株当たり当期純利益金額	611円54銭	732円20銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

該当事項はありません

[次へ](#)

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,244,950
有価証券	5,001,976
貯蔵品	2,746
未収委託者報酬	1,632,938
未収運用受託報酬	70,352
繰延税金資産	153,788
その他	187,158
流動資産合計	18,293,911
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	16,723
構築物（純額）	2,021
器具・備品（純額）	124,106
リース資産（純額）	1,210
建設仮勘定	5,821
有形固定資産合計	149,883
無形固定資産	
ソフトウェア	39,667
ソフトウェア仮勘定	6,554
その他	91
無形固定資産合計	46,314
投資その他の資産	
投資有価証券	3,604,800
長期繰延税金資産	227,119
前払年金費用	439,259
その他	136,411
投資その他の資産合計	4,407,590
固定資産合計	4,603,788
資産合計	22,897,700

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,662
未払金	
未払収益分配金	387

未払償還金	14,470
未払手数料	841,601
その他未払金	102,986
未払金合計	959,445
未払法人税等	403,063
未払消費税等	2 68,006
賞与引当金	242,000
役員賞与引当金	15,750
その他	366,273
流動負債合計	2,058,201
固定負債	
長期リース債務	1,551
退職給付引当金	167,675
役員退職慰労引当金	66,416
執行役員退職慰労引当金	82,500
固定負債合計	318,143
負債合計	2,376,345
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	11,118,000
繰越利益剰余金	2,199,210
利益剰余金合計	13,677,703
自己株式	72,415
株主資本合計	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	369,932
評価・換算差額等合計	369,932
純資産合計	20,521,355
負債純資産合計	22,897,700

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年4月 1日	
至 平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	9,643,600
運用受託報酬	72,365
営業収益合計	9,715,966
営業費用及び一般管理費	1 8,730,553
営業利益	985,413
営業外収益	
受取配当金	106,612
有価証券利息	6,895
受取利息	11,793

時効成立分配金・償還金	3,522
その他	18,225
営業外収益合計	147,050
営業外費用	
支払利息	147
時効成立後支払分配金・償還金	44
その他	7
営業外費用合計	199
経常利益	1,132,264
特別利益	
貸倒引当金戻入	1,982
特別利益合計	1,982
特別損失	
固定資産除却損	12
投資有価証券売却損	1,080
特別損失合計	1,092
税引前中間純利益	1,133,153
法人税、住民税及び事業税	402,775
法人税等調整額	41,674
法人税等合計	361,101
中間純利益	772,052

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	

別途積立金	
当期首残高	11,118,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,427,158
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	2,199,210
利益剰余金合計	
当期首残高	12,905,651
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	13,677,703

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年4月 1日	
至 平成24年9月30日)	
自己株式	
当期首残高	6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	65,588
当中間期変動額合計	65,588
当中間期末残高	72,415
株主資本合計	
当期首残高	20,184,823
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	772,052
自己株式の取得	65,588
当中間期変動額合計	706,464
当中間期末残高	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	209,840
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間	
期変動額（純額）	160,091
当中間期変動額合計	160,091

当中間期末残高	369,932
純資産合計	
当期首残高	19,974,983
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	772,052
自己株式の取得	65,588
株主資本以外の項目の当中間期	
変動額（純額）	160,091
当中間期変動額合計	546,372
当中間期末残高	20,521,355

重要な会計方針

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

（２）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

（追加情報）

役員賞与の支給見込額については、これまで事業年度の収益状況に基づき引当金を算定、計上しておりますが、当中間会計期間より、中間会計期間における収益状況及び下期業績見通しを勘案し、役員賞与引当金を計上することとしております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（５）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

１．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	553,738千円

２．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

１．減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	36,410千円
無形固定資産	5,542千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	8,630	-	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1．リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2．リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2．参照）。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	11,244,950	11,244,950	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	500,909	502,950	2,040
その他有価証券	7,829,715	7,829,715	-
(3) 未収委託者報酬	1,632,938	1,632,938	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成24年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	500,909	502,950	2,040
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,909	502,950	2,040
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,909	502,950	2,040

2. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	319,626	315,000	4,626
	小計	319,626	315,000	4,626
	(1)株式	25,578	45,457	19,879

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	7,484,511	8,046,311	561,800
	小計	7,510,089	8,091,768	581,679
合計		7,829,715	8,406,768	577,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,313円61銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	20,521,355
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	20,521,355
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	423円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	772,052
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	772,052
普通株式の期中平均株式数(株)	1,821,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備え、適切な内部留保を確保しつつ、安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくという資本政策の基本的考え方に基づき、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,118,000千円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,118,000千円

2. 株主配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成24年11月28日
効力発生日	平成24年12月26日

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、前記「３ 委託会社等の経理状況 ２．中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成24年12月25日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成24年11月末現在、342,037百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成24年11月末現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000	同上
岩井コスモ証券株式会社	13,500	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
フィリップ証券株式会社	950	同上
株式会社 証券ジャパン	3,000	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
丸福証券株式会社	852	同上
三木証券株式会社	500	同上
三津井証券株式会社	558	同上
八幡証券株式会社	1,260	同上
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	同上
日本アジア証券株式会社	4,100	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
岡安証券株式会社	650	同上
いちよし証券株式会社	14,577	同上
三豊証券株式会社	300	同上
都証券株式会社	400	同上
永和証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上

販売会社一覧表

（平成24年11月末現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
北田証券株式会社	100	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
二浪証券株式会社	100	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
株式会社 S B I 証券	47,937	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上
フィデリティ証券株式会社	5,507	同上
野村證券株式会社	10,000	同上
廣田証券株式会社	600	同上
ワイエム証券株式会社	1,270	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上
株式会社東北銀行	13,233	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社徳島銀行	11,036	同上
株式会社百十四銀行	37,322	同上
株式会社南日本銀行	16,601	同上
株式会社阿波銀行	23,452	同上

株式会社三重銀行	15,295	同上
株式会社東日本銀行	38,300	同上
株式会社もみじ銀行	87,465	同上
株式会社八千代銀行	43,734	同上
株式会社肥後銀行	18,128	同上
株式会社紀陽銀行	80,096	同上
株式会社北洋銀行	121,101	同上
株式会社筑波銀行	48,868	同上
株式会社山口銀行	10,005	同上
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	同上
株式会社筑邦銀行（注）	8,000	同上
株式会社北九州銀行	10,000	同上
東京海上日動火災保険株式会社	101,994	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

（注）株式会社筑邦銀行におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- （１）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- （２）投資信託財産の計算
- （３）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- （１）募集・販売の取り扱い
- （２）受益者に対する一部解約事務
- （３）受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- （４）受益者に対する収益分配金の再投資
- （５）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- （６）受益者に対する運用報告書の交付
- （７）所得税および地方税の源泉徴収
- （８）その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- （１）みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- （２）委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- （３）委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- （４）委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
- （５）委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年 5 月 1 日
	平成24年 6 月 4 日
	平成24年 6 月29日
	平成24年 7 月13日
有価証券報告書	平成24年 7 月13日
臨時報告書	平成24年 6 月29日
	平成24年 9 月28日

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成24年12月26日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外国債ファンドの平成24年4月17日から平成24年10月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外国債ファンドの平成24年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)